

(参考様式 6 - 1)

農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）
神河町（山田地区）米粉生産活性化計画 改善計画書

令和 2 年 8 月 19 日作成

都道府県名	計画主体名	地区名	計画期間	実施期間
兵庫県	兵庫県・神河町	神河町 山田地区	R2～R6	H23
事業メニュー名	事業内容及び事業量		事業実施主体	
農林水産物処理 加工施設	米粉用製粉機 一式 米粉製麺機 一式		株式会社 山田営農	

1 事業活用活性化計画目標の達成状況

事業活用活性化計画目標	目標値 A	実績値 B	達成率 (%) B / A	備考
地域産物の販売量の増加	11.8 t	5.0 t	42.37%	

(記入例) 交流人口の増加の場合

目標値 A = (目標値 / 現状値) × 100 - 100、実績値 B = (実績値 / 現状値) × 100 - 100

2 目標が達成されなかった要因

生産、製造体制は問題なく、米粉の品質は安定しているが、販路拡大に取り組んできたものの、十分に確保できなかったことが、目標に対して達成率が低迷している要因である。直近の 5 年間で新たな販売先も開拓しているものの、（道の駅「銀の馬車道・神河」アンテナショップ、アグリイノベーション神河株式会社等）、まだ販売増加に繋がっていない状況である。

また、新たな商品開発が十分にできていなかったこと、顧客の要望に応じた価格設定ができていないことが大きく影響した。

なお、顧客要望の把握について、町内観光案内施設内の「かんざきピノキオ館」にある直売店でお客様に聞き取り調査を行ったが、価格設定の見直しには至っていない状況である。

3 目標達成に向けた方策

目標達成予定年度	令和 6 年度
事業の推進体制	引き続き、県・町・事業主体が連携しながら、目標達成に取り組むこととする。

具体的取組方策

販路拡大に向けた課題は、①新商品開発、②顧客の要望に応じた価格設定である。

<販路拡大方針>

販路については、以下の取組を町と連携し実施することで新たな顧客の確保が期待される。

- ・ 町内の「道の駅銀の馬車道・神河アンテナショップ」での加工品製造(米粉蒸しパン等)と米粉商品販売を継続し、新商品を含めて取扱を拡大する。
- ・ 山田営農ライスセンター敷地内に建設した農村カフェで、町を訪れる都市住民(ブルーベリーオーナー225名等)を対象に試食体験と組み合わせた販売を行う。
- ・ 山田区内に開設する予定の古民家レストラン(古民家は購入済)で、年間を通して米粉を使ったケーキや麺、お好み焼き等を提供予定。(令和4年度開店予定)
- ・ パンフレット、POP広報等の活用に加え、SNSによる情報発信にも取り組む。

①新商品開発

「米粉お好み焼き粉」(平成26年開発)は、販売が伸びて人気商品となっている。

小麦アレルギー対応グルテンフリー麺は現時点で商品化には至っていないが、引き続き商品開発を継続し、新たな販路拡大につなげたい。

米粉麺(平成23年開発)は、これまで2人前1パックで販売していたが、1人前真空パックで販売できるよう改良を加える。これにより、少量の需要にも対応できることと、賞味期限を延ばすことで道の駅等での土産など販路拡大が期待される。

町内の営農団体等と連携して、地域の特徴を生かした農作物や加工品のブランド化を行う事業者である「アグリノベーション神河株式会社」を通じて、米粉パン製造販売業者と新商品開発を交渉している。

また、上述の道の駅では、季節限定の米粉のイチゴロールケーキを製造販売(令和元年4月～5月)、道の駅利用者からも好評であったことから、今後の定着を目指す。

②顧客の要望に応じた価格設定

価格設定の際、顧客の要望を把握するため、今後農村カフェにおいてブルーベリーオーナー(225名)の方に、またかんざきピノキオ館のお客様にアンケート調査を行い、要望に応じた設定を検討する。

また、特別栽培米を使った米粉で他社と差別化を目指していることから、付加価値が高いこと強みとしたブランド化を図りながら、高価格での設定も顧客に受け入れられるよう努める。

4 改善計画に対する第三者の意見

(コメント)

製造開始から9年目を迎え、品質の高い米粉、米粉麺、米粉のお好み焼き粉、米粉のパンケーキ粉、米粉パンを製造している。再度、町内の観光施設、製菓子店、製パン店等と契約交渉を行うとともに、商品開発にも力を注ぎ、米粉を活用した地域活性化に努められることを期待したい。

JA 兵庫西神飾営農生活センター

副センター長 沼田竜也

【記入要領】

- ※ 達成率等算出根拠（参考様式6-1添付資料）を必ず添付すること。
- ※ 第三者とは「当事者以外の者」「その事柄に直接関係していない人」であり、計画主体、事業実施主体、管理主体のいずれの組織にも属さない者で事業地区を熟知している者。公務員は対象外とし、事業評価委員会等の組織を有する場合は積極的に活用すること。